

箱根町景観条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 箱根らしい景観の保全及び形成</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 良好な景観の形成のための行為の制限(第11条の2—第17条)</p> <p>第3節～第5節（略）</p> <p>第3章・第4章（略）</p> <p>附則</p> <p>（基本理念）</p> <p>第2条 本町の高原と山岳地帯の優れた眺望景観は、<u>今から約40万年前に始まった火山活動が何度も噴火を繰り返し、長い年月をかけて形成され、その中に河川、湖沼、草原などを配した一大自然美と古くから主要街道の一つである東海道の重要な宿場町として培われた歴史資産及び温泉保養地の魅力ある文化が息づいており、これらの良好な景観は、国際観光のまちとして、今後も町民、事業者、観光客及び町が協働し、地域の特性に応じた適切な制限のもとに守りながら育み形成していかなければならない。</u></p> <p>第2節 良好な景観の形成のための行為の制限</p> <p>（事前相談）</p> <p>第11条の2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする者は、規則で定めるところにより、<u>あらかじめ町長に相談するものとする。</u></p> <p>（事前協議）</p> <p>第11条の3 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする者は、<u>前条の規定による事前相談を行った後に、規則で定めるところにより、町長と協議しななければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 箱根らしい景観の保全及び形成</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 良好な景観の形成のための行為の制限(第12条—第17条)</p> <p>第3節～第5節（略）</p> <p>第3章・第4章（略）</p> <p>附則</p> <p>（基本理念）</p> <p>第2条 本町の高原と山岳地帯の優れた眺望景観は、<u>富士火山帯に属する箱根火山によって複雑に形成され、その中に河川、湖沼、草原などを配した一大自然美と古くから主要街道の一つである東海道の重要な宿場町として培われた歴史資産及び温泉保養地の魅力ある文化が息づいており、これらの良好な景観は、国際観光のまちとして、今後も町民、事業者、観光客及び町が協働し、地域の特性に応じた適切な制限のもとに守りながら育み形成していかなければならない。</u></p> <p>第2節 良好な景観の形成のための行為の制限</p>

(景観計画区域内における行為の届出等の適用除外)

第12条 (略)

別表(第12条関係)

【届出対象区域】

届出対象区域	国立公園の区域以外の区域並びに国立公園の区域内の第2種特別地域(D区域に限る。)及び普通地域
--------	--

【届出対象行為と規模等の基準】

区分	届出対象行為と規模等の基準
建築物	<p>① <u>建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該建築物の高さ(増築にあっては、増築後の高さ)が13m又は1棟の建築物の延べ面積(増築にあっては、増築後の1棟の建築物の延べ面積)が1,000m²を超えるもの</u></p> <p>② 高さ13m又は1棟の建築物の延べ面積が1,000m²を超える建築物の外観を変更することとなる修繕等であって、当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の2分の1を超えるもの</p>
工作物	<p>次に掲げる工作物の新築、増築、改築若しくは移転(増築にあっては、増築後が次に掲げる工作物に該当する場合を対象とする。)又は外観を変更することとなる修繕等であって、当該工作物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の2分の1を超えるもの</p> <p>① 門、塀、柵、垣(生垣を除く。)その他これらに類するもので、高さが3mを超えかつ長さが30mを超えるもの</p> <p>② 擁壁その他これらに類するもので、高さが3mを超えるもの</p> <p>③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが15mを超えるもの</p> <p>④ 街路灯、照明灯その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの</p> <p>⑤ 橋梁、高架鉄道、高架道路その他これらに類するもので、長さ20mを超えるもの</p> <p>⑥ その他工作物で、高さが15mを超えるもの又は築造面積が1,000m²を超えるもの</p>

(注)

イ 修繕等：建築物又は工作物の修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。

ロ 建築物の高さ算定の地盤面：建築物が周囲の地盤と接する最も低い位置におけ

(景観計画区域内における行為の届出等の適用除外)

第12条 (略)

別表(第12条関係)

【届出対象区域】

届出対象区域	国立公園の区域以外の区域並びに国立公園の区域内の第2種特別地域(D区域に限る。)及び普通地域
--------	--

【届出対象行為と規模等の基準】

区分	届出対象行為と規模等の基準
建築物	<p>① 高さ13m又は延べ面積が1,000m²を超える建築物の新築</p> <p>② <u>増築等に係る部分の高さが13m又は延べ面積が1,000m²を超えるもの</u></p> <p>③ 高さ13m又は延べ面積が1,000m²を超える建築物の外観を変更することとなる修繕等であって、当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の2分の1を超えるもの</p>
工作物	<p>次に掲げる工作物の新築・増築等(新築以外にあっては、当該行為に係る部分を対象とする。)、修繕等(当該修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の2分の1を超えるものを対象とする。)</p> <p>① 門、塀、柵、垣(生垣を除く。)その他これらに類するもので、高さが3mを超えかつ長さが30mを超えるもの</p> <p>② 擁壁その他これらに類するもので、高さが3mを超えるもの</p> <p>③ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが15mを超えるもの</p> <p>④ 街路灯、照明灯その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの</p> <p>⑤ 橋梁、高架鉄道、高架道路その他これらに類するもので、長さ20mを超えるもの</p> <p>⑥ その他工作物で、高さが15mを超えるもの又は築造面積が1,000m²を超えるもの</p>

(注)

イ 増築等：建築物・工作物の増築、改築又は移転をいう。

ロ 修繕等：建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又

る水平面という。

ハ 見付面積:建築物の外壁若しくは屋根又は工作物の外装の一つの面における鉛直投影面積をいう。

は色彩の変更をいう。

ハ 建築物の高さ算定の地盤面:建築物が周囲の地盤と接する最も低い位置における水平面という。

ニ 見付面積:建築物の外壁及び屋根、工作物の外装の一つの面における垂直投影面積をいう。